

令和8年 7月30日

行田市長 行田 邦子
(公印省略)

総合評価方式に係る入札説明書

下記工事の入札を総合評価方式によって実施します。

入札に参加する意向がありましたら、「自己採点申請書」を「入札書」、「入札金額見積内訳書」に加えて、応札時に「埼玉県電子入札共同システム」により提出してください。

また、当該入札に参加するためには、必ず「埼玉県電子入札共同システム」により、参加申込手続きを行ってください。

なお、この入札説明書に記載のない事項は、「行田市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の記載によります。ただし、入札説明書とガイドラインの記載が異なる場合は、入札説明書の記載を優先します。

記

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 R8総選加) 舗装修繕工事
(若小玉字北大竹、南大竹：新ごみ処理施設関連)
- (2) 工 事 場 所 行田市大字若小玉字北大竹、南大竹地内
市道第7. 1-6号線
- (3) 工 事 業 種 舗装工事業

2 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価方式の型
簡易型 評価項目選択型
- (2) 採点方式
自己採点方式
- (3) 評価値の算出方法
加算方式
- (4) みなし評価
適用する
- (5) 1/3失格基準
適用しない
- (6) 評価の方法

ア 落札候補者が提出した技術資料の評価は、様式に記入された内容を添付資料及び各種データ等により確認して採点します。

イ 様式には必要事項を必ず記入してください。提出資料（該当する様式及び添付資料）に不備のあった評価項目は、評価対象外となる場合があります。

ウ 各様式の添付資料は、様式に記入した内容に対応する資料のみを添付してください。

エ 配置予定技術者は、候補者を3名まで挙げることができます。この場合、各候補者に対して、該当する「配置予定技術者の技術能力」の評価項目の提出資料を提出してください。評価は、候補者ごとに「配置予定技術者の技術能力」の評価項目に関する合計点を算出し、このうち最も低い者の得点で行います。

オ 技術力がそのまま引き継がれると考えられる企業の単純な名称変更については、変更以前のものから継続的に取り扱うものとします。また、合併した企業の評価は、合併以前のすべての企業の実績を引き継ぐものとして評価します。

カ 分社化した後の企業の施工実績については、行田市建設工事等競争入札参加資格者名簿登録時に、分社化前の企業から実績の承継が認められているものを評価の対象とします。

キ 提出した「自己採点申請書」と落札候補者通知時に提出した「兼落札候補者用提出書」の記述が異なる場合には、先に提出した「自己採点申請書」の記述を優先します。

ク 各評価項目の評価点は「自己採点申請書」による値と上記アにより採点した値を比較して低い方の値とします。

ケ 令和元年度とは、平成31年4月1日～令和2年3月31日とします。

(7) 不適正な事項に対する措置について

ガイドラインのとおり

(8) 落札者（落札候補者）の決定方法

ガイドラインのとおり

(9) 配置予定技術者の配置付加通知

ガイドラインのとおり

(10) 技術資料の内容の不履行について

ガイドラインのとおり

(11) 技術資料の虚偽記載について

ガイドラインのとおり

(12) 不服の申出について

ガイドラインのとおり

3 技術資料等の提出

＜自己採点申請書の提出＞

(1) 提出内容

ア すべての入札参加者が提出してください。

イ 「自己採点申請書兼入札金額内訳書」の電子データを提出してください。

(2) 自己採点申請書

ア 様式は「入札情報公開システム」の「発注情報」にある添付ファイル「自己採点申請書兼入札金額見積内訳書」を使用してください。（日付入力不要、押印不要）

イ 評価基準、配点に基づく自社の申告点を正確に記入してください。なお、申告点欄が空白の場合や、配点以外の申告点の記入があった場合は、その項目を「0点」として扱います。

ウ 応札時に「入札書」「入札金額見積内訳書」とともに「自己採点申請書」が提出されない場合、入札は無効として取り扱います。

エ 「自己採点申請書」の記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。

(3) 提出期限及び提出方法

ア 応札時に「入札書」「入札金額見積内訳書」とともに「自己採点申請書」を原則として「埼玉県電子入札共同システム」により提出してください。

イ やむを得ず、行田市公共工事等電子入札運用基準7（2）「紙による入札書の提出」の承認を得た者は、自己採点申請書を入札公告に示す入札書提出期間内に持参してください。（期間内必着）

＜兼落札候補者提出用提出書及び技術資料の提出＞

(1) 提出者

落札候補者通知を受けた者のみが提出してください。

(2) 提出内容

提出書類は、次の（ア）～（イ）を紙媒体により提出してください。

（ア）兼落札候補者用提出書

（イ）技術資料

(3) 兼落札候補者用提出書

ア 自己採点申請時に提出した「自己採点申請書」データに日付を入力し、「兼落札候補者提出書」として提出してください。（押印不要）

イ 自己採点申請時に作成した「自己採点申請書」の原本の評価項目、配点、自己採点の点数等に変更しないでください。

ウ 「兼落札候補者用提出書」が提出されない場合、入札は無効として取り扱います。

エ 「兼落札候補者用提出書」の記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。

(4) 技術資料

様式は、「入札情報公開システム」の「発注情報」にある添付ファイルを使用してください

(5) 提出先

行田市役所総務部契約検査課 契約担当
 〒361-8601
 行田市本丸2番5号
 048-556-1111（内線224・214）

(6) 提出期限及び提出方法
 入札公告に記載します。

4 ヒアリング 実施しません

5 落札者の決定通知

落札者の決定は「埼玉県電子入札共同システム」にて通知します。
 入札情報公開システムの技術評価点と評価値については、落札者及び評価を行った者については評価後の値、それ以外の者は自己採点申請書に基づく値となります。

6 評価状況に関する情報提供 ガイドラインのとおり

7 契約書作成に伴う技術資料の追加提出（紙媒体で提出した場合）

契約書を2部作成するにあたり、技術資料のうち「様式」及び「履行確認を行う評価項目の添付書類」が必要となります。落札者は決定通知後、発注者の指示により速やかに当該資料を紙媒体で2部追加提出してください。

8 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提出された技術資料は、技術評価以外に提出者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出された技術資料は、返却いたしません。
- (4) 技術資料提出後に技術資料の追加・修正は認めません。
- (5) 紙媒体で提出する場合は、A4判としてください。「落札候補者提出書（押印不要）」を1頁とした通し番号を付すとともに全頁数（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）を表示してください。また、袋綴じ・ホッチキス止め等はせずにダブルクリップ等で束ねて提出してください。

9 評価基準及び提出資料

次表に挙げる①～③は必ず提出してください。

① 提出書	提出書には日付を記入してください（押印不要） ※自己採点申請書（兼落札候補者用提出書）	
② 社名情報	令和5年4月1日以降に、社名変更、会社の合併等を行ったかどうかの有無を記入してください。	
	提出資料	1 様式（社名情報） 2 添付資料 なし
③ 配置予定技術者	当該工事に配置を予定している技術者（3名まで）について記入してください。 この様式に記載のない者は配置予定技術者として扱いません。4名以上記入した場合は失格とします。	
	提出資料	1 様式（配置予定技術者） 2 添付資料 なし

ア 企業の技術能力

ア（ア）工事成績評定【 / 2. 0点】 対象業種（舗装工事業）

評価基準・配点	行田市発注工事の過去2年度間（令和6年度～令和7年度）の平均点（舗装工事業）が、82点以上。	2.0点
	行田市発注工事の過去2年度間（令和6年度～令和7年度）の平均点（舗装工事業）が、80点以上82点未満。	1.5点
	行田市発注工事の過去2年度間（令和6年度～令和7年度）の平均点（舗装工事業）が、78点以上80点未満。	1.0点
	上記に該当しない、又は実績がない。	0点
提出資料	1 様式ア（ア） 注1）評価対象期間内に「完成年月日」が属する工事が対象です。 注2）JV（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注3）工事成績評定の平均点の算出において、小数点以下の端数が生じたときは、小数点以下を切り捨てて評価します。	
	2 添付資料 ① 本市「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）」等の写し。 ② JVでの実績の場合は、代表構成員であることがわかる書類（特定建設工事共同企業体協定書など）。	

イ 企業の社会的貢献度

イ（ア）災害防止活動等の協定【 / 1. 0点】

評価基準・配点	行田市と協定等を締結し、災害防止活動等への協力体制を整えている。	1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式イ（ア） 注1）入札公告日時点において当該協定等の締結の有無を評価する。 注2）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
	2 添付資料 ①自社が加入している団体が協定を締結している場合 当該団体が発行する、自社が当該協定の適用となる者であることの証明書（経営事項審査用の防災協定締結証明書等）の写し。ただし、令和7年度以降に発行されたもの。上記証明書以外は加点の対象としません。 ②企業単体で協定等を締結している場合 当該協定書（登録証等を含む）の写し。	

イ（イ）災害防止活動等の実績【 / 1. 0点】

評価基準・配点	過去2年度間（令和6年度～令和7年度）に行田市（行田市水道事業を含む）の求めにより災害防止活動等を行った。	1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式イ（イ） 注1）該当する災害防止活動等の実績のうち、代表的なものを1件提出してください。 注2）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
	2 添付資料 災害防止活動を行った実績が証明できる書類・写真等を添付してください。 注1）「災害防止活動認定書」の様式を、活動を要請した部署へ提出し、認定書を交付するよう請求してください。	

ウ 配置予定技術者の技術能力

ウ（イ）施工経験【 / 1. 0点】

評価基準・配点	過去10年度間（平成28年度～令和7年度）に類似の公共工事の施工経験がある。 【類似：現道におけるアスファルト表層工 1,500㎡以上】	1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式ウ（イ） 注1）代表的な経験を1件提出してください。 注2）評価対象期間内に「契約工期の終期」が属する工事が対象です。 注3）類似の施工経験（工種、数量、施工条件、使用材料等）が添付資料で確認できない場合は、評価しません。 注4）配置予定技術者が工事完成時点に従事していた実績を記入してください。 注5）JV（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注6）配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とします。 ① 元請の主任技術者又は監理技術者として工事完成時に従事していた工事。 ② 現場代理人として全工期（準備期間、後片付け期間又は橋梁等の工場製作等の期間を除く）にわたって従事した工事。 注7）配置予定技術者の技術能力においては、過去に在籍していた会社での実績も評価対象となります。 ただし、施工経験については、関係書類（「工事カルテ」又は「登録内容確認書」等）により、実際に従事していたことが証明できない場合は、評価対象としません。	
	2 添付資料 ① コリンズ竣工登録の写し（契約データ、工事データ、技術者データ、技術データ）。 注1）工事名、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工経験（工種、数量、施工条件、使用材料等）、技術者（主任技術者・監理技術者・現場代理人の区分、名前、従事期間）が確認できる部分を添付してください。 注2）現場代理人として従事した工事で全工期を確認できない場合については、「提出資料 1. 様式 ウ（イ）の注6）」を確認するため、コリンズの写しのほか、「竣工時の工事工程表の写し」を添付してください。 ② コリンズだけでは求める施工実績が確認できない場合やコリンズ竣工登録が無い場合、工事の請負契約書及び設計図書の写し。 注1）工事名、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工経験（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる部分（平面図、構造図、数量総括表等）を添付してください。 注2）工事完了が確認できる書類（「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）」）及び配置予定技術者の従事実績を確認できる書類（発注者による証明書）を併せて提出してください。 ③ ①、②だけでは確認できない場合、類似の施工経験（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる書類。 注1）工事完成図書等を添付してください。 注2）②の工事の請負契約書に基づく工事であることが、確認できる書類を併せて提出してください。 ④ JVでの実績の場合、代表構成員であることが確認できる書類（特定建設工事共同企業体協定書など）。	

カ 企業倫理や信頼性等（減点項目）

カ（ア）入札契約に関する不当な強要行為等【 〃-1. 0～-6. 0点】

評価基準・配点	令和7年度～公告日までの期間に「行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0～-6.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式カ（ア）～（ウ）	
	2 添付資料 なし	

カ（イ）総合評価の不履行【 〃-1. 0点】

評価基準・配点	令和7年度～公告日までの期間に市が総合評価方式により発注した工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。（下記の場合を除く）	-1.0点
	令和7年度～公告日までの期間に市が総合評価方式により発注した工事の技術資料の履行確認結果において、配置技術者の死亡など、真にやむを得ない理由により配置技術者を交代し、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力を確保できなかったため、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。	-0.5点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式カ（ア）～（ウ）	
	2 添付資料 なし	

カ（ウ）カ（ア）カ（イ）に該当しない入札参加停止措置【 〃-1. 0点】

評価基準・配点	カ（ア）カ（イ）に該当せず、令和7年度～公告日までの期間に「行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式カ（ア）～（ウ）	
	2 添付資料 なし	

カ（ア）～（ウ）注意事項

注1 評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、様式に該当がない旨記載されている場合や様式の添付がない場合には、「虚偽記載」と判断し、「失格」とします。

注2 複数の評価項目に該当する場合は、重複評価し減点を合算します。

注3 入札参加停止措置、入札参加除外措置は、措置を受けた日（期間の始まりの日）で判断します。

注4 入札契約に関する不当な強要行為等とは、次の（Ａ）～（Ｆ）の行為のことをいいます。

- （Ａ）入札契約に関する不当な強要行為
- （Ｂ）過積載による法令違反
- （Ｃ）ディーゼル不適合者の使用による法令違反
- （Ｄ）不正軽油の使用による法令違反
- （Ｅ）死亡事故
- （Ｆ）暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外

注5 評価項目カ（ア）「入札契約に関する不当な強要行為等」については注4の（Ａ）～（Ｆ）の行為により、入札参加停止措置を受けた数に配点（-1.0 点）を乗じた点数の合計を減点します（最大：-6.0 点）。

（（Ａ）～（Ｆ）の行為のうち、同一の行為により複数回の入札参加停止措置を受けた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しません。）

注6 評価項目カ（イ）「総合評価の不履行」については、受注者が提出した技術資料において、当該工事で履行するとした事項のうち、複数の不履行が生じた場合は、重複評価し減点を合算します。ただし、同一事項の不履行が複数回生じた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しません。

注7 真にやむを得ない理由とは、ガイドライン P27「配置技術者の途中交代について」のとおりです。

注8 評価項目カ（ウ）の「カ（ア）、カ（イ）に該当しない入札参加停止措置」については、当該評価項目に該当する事項が複数回生じた場合の措置は、重複評価せず減点を合算しません。

キ 企業の技術能力

キ（工）ISO9001の取得【 /1.0点】

評価基準・配点	ISO9001を取得している。	1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式キ（工） 注1）入札公告日時点において、入札参加者がISO9001を取得している場合に評価します。 注2）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
	2 添付資料 ① 認証登録証の写し（有効期限内にあるもの）。 ② 本社、支店などの上位組織で一括して認証登録をしている場合は、入札に参加する営業所が認証取得の対象に含まれていることを示す資料（①の書類で確認できない場合添付すること）。	

キ 企業の技術能力

キ（カ）労働災害防止対策【 /1.0点】

評価基準・配点	建設業労働災害防止協会へ加入している。	1.0点
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）を導入している。	1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式キ（カ） 注1）入札公告日時点において、入札参加者が加入又は導入している場合に評価します。 注2）評価基準のうち、いずれか1つを評価する。 注3）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
	2 添付資料 ① 建設業労働災害防止協会加入証明書の写し ② コスモス認定証の写し	

ク 配置予定技術者の技術能力

ク（エ）保有する資格【 / 1. 0点】

評価基準・配点	1級土木施工管理技士又は1級舗装施工管理技術者の資格を保有している。	1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式ク（エ） 注1）入札公告日時点において、資格が有効である場合に評価します。 注2）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
	2 添付資料 「合格証明書」の写し。 ただし、建設業法第27条第1項に規定する技術検定の合格後、合格証明書の受領までの期間は、指定試験機関が通知する「合格通知書」の写し。	

ク（オ）優秀技術者表彰

評価基準・配点	令和4年度～令和8年度に当該工事と同じ分野で行田市優秀建設工事技術者表彰を受けたことがある。	1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式ク（オ） 注1）評価対象年度は受賞年度です。 注2）過去に在籍していた会社での実績も評価対象となる。	
	2 添付資料 表彰状の写し。	

コ 企業の社会的貢献度

コ（エ）CO2削減対策【 /1.0点】

評価基準・配点	次のいずれかの認証等を受けている。 ・「ISO14001」 ・「エコアクション21 認証・登録制度」 ・「埼玉県エコアップ認証制度」	1.0点
	上記に該当しない。	0点
	1 様式コ（エ） 注1）入札公告日時点において、入札参加者が当該認証等を受けている場合に評価します。 注2）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注3）エコアクション21 認証・登録制度については、（一財）持続性推進機構ホームページを参照してください。 (http://www.ea21.jp/) 注4）埼玉県エコアップ認証制度については、県環境部温暖化対策課ホームページを参照してください。 (http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/eco-up.html)	
提出資料	2 添付資料 「ISO14001」「エコアクション21」 認証登録証（附属書を含む）の写し（有効期限内にあるもの） 本社、支店などの上位組織で一括して認証登録をしている場合は、入札に参加する営業所が認証取得の対象に含まれていることを示す資料（上記の写しで確認できない場合添付すること）。 「埼玉県エコアップ認証制度」 県環境部温暖化対策課ホームページに記載がない場合、「埼玉県エコアップ認証書」の写し	

コ（ク）SDGsへの取組

評価基準・配点	埼玉県SDGsパートナーに登録している。	0.5点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式コ（ク） 注1）入札公告日時点において、入札参加者が埼玉県SDGsパートナーに登録されている場合に評価する。	
	2 添付資料 登録証の写し。	

サ 担い手確保・育成に関する取組

サ（ア）就業体験及び現場見学会等の実績【 / 1. 0点】

評価基準・配点	令和6年度～令和7年度に、連続した3日以上インターンシップの受入れ実績がある。	1.0点
	令和6年度～令和7年度に、短期（3日未満）のインターンシップ等の受入れ実績又はは現場見学会等の開催実績がある。	0.5点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式サ（ア） 注1）代表的な実績を1件提出してください。 注2）インターンシップの受入れ実績は、以下の①～③の全ての条件を満たし。学校と企業の協議のうえ実施されたものを評価対象とします。 ① 下記の学生・生徒を対象としたものであること。 大学（大学院、短期大学を含む）、高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校、各種学校、高等専門学校、高等技術専門学校（職業能力開発校）、職業能力開発大学校（同短期大学校を含む）、特別支援学校（高等部） ただし、学生・生徒が所属する学校の所在地は問わない。 また、当該評価項目はインターンシップ（就業体験）を対象とし、義務教育課程等で行われる、いわゆる「職場体験」は評価しません。 ② 学校が証明する「インターンシップ等受入れ実績証明書」により実績が確認できるものであること。 ③ 市内企業（行田市内に本店又は主たる営業所を有する企業）が受け入れた実績であること。 現場見学会の受入れ実績は、単独又はJV（経常・特定）の構成員として施工した県内の工事において、上記①または小学校、中学校の教育機関を対象として、過去2年度間に、建設業への興味・関心を高めるための現場見学会及び出前講座等を実施した場合に評価対象とする。 小学校、中学校を対象とした現場説明会及び出前講座等は10名以上が参加した場合に評価する。	
	2 添付資料 学校が証明した「インターンシップ等の受入れ実績証明書」の写し。 注）証明書の様式を学校に提出し、証明を依頼してください。	

サ（イ）誰もが働きやすい企業

評価基準・配点	埼玉県「多様な働き方実践企業」の認定 ^{*12} を受けている。且つ、埼玉県の「アライチャレンジ企業登録制度」 ^{*12} に登録している。	1.0点
	埼玉県「多様な働き方実践企業」の認定 ^{*12} を受けている。	0.5点
	埼玉県「アライチャレンジ企業登録制度」 ^{*13} に登録している。	0.5点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式サ（イ） 注1）入札公告日時点において、入札参加者が当該認定又は登録を受けている場合に評価する。	
	2 添付資料 認定証の写し。	

ス その他

ス（ア）市内下請の選定（割合設定しない場合）【 / 1. 0点】

評価基準・配点	以下のいずれかを満たすこと。 ・下請負人を行田市内企業から1社以上選定すること。 ・本店又は主たる営業所の所在地が行田市内であり、全て自社で施工する	1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式ス（ア） 注1）下請負人とは、受注業者との直接契約のある1次下請負人であり、2次下請以降は、評価の対象としません。 注2）「行田市内企業」とは、行田市内に本店又は主たる営業所を有する企業とします。 注3）割合設定しない場合とする。	
	2 添付資料 なし	